令和６年８月３０日

報道機関各位

災害時等における手話を主たる言語とする聴覚障害者の支援に関する協定の締結について

福祉こども部障害福祉課

このことについて、次のとおり情報を提供いたします。

１　概　要

災害時等における手話を主たる言語とする聴覚障害者の支援に関する協定を締結したもの

２　協定先

伊勢崎市手話通訳者協会、伊勢崎市聴覚障害者福祉協会

３　内　容

本協定は、市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、指定福祉避難所として指定されている障害者センターに手話通訳者を派遣し、聴覚障害者の避難行動に必要な支援を行うものです。

今後、３者で連携して連絡体制の確保や防災訓練等の実施、災害時等における多様な方法による聴覚障害者とのコミュニケーション手段の確保に努めます。さらに、伊勢崎市手話言語条例に定めるところにより、聴覚障害者に対して災害時等における情報の取得及び意思疎通の支援のために必要な取組を推進していきます。

問い合わせ先
障害福祉課　課長　関根　℡0270-27-2753